

テナント営業に係る個別条件

1 病院内売店営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

② 営業時間

午前7時から午後9時までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大できるものとする。

(2) 営業内容

① 販売品目

日用品、飲食物（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌等及び病院が指定する介護品等の医療消耗品類とする。

なお、患者等への有害物質（酒類・たばこ類、風俗雑誌等）の販売は行わないこと。

② 販売価格

地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

ア 郵便切手、印紙等の取扱い、公共料金の支払い及びクリーニング、宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

イ クレジットカード及び電子マネーでの支払いを可能となるよう努めること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。
- ③ 院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。

2 病院内コインランドリー（洗濯機、乾燥機）営業

(1) 営業日及び営業時間

- ① 営業日
通年営業とする。
- ② 営業時間
利用時間を午前6時から午後9時までとする予定であること。

(2) 営業内容

- ① 洗濯対象品目
入院患者の着衣及びタオル類の洗濯と乾燥を対象とすること。
- ② 使用料金
地域の標準料金を参考にして、標準以下に設定すること。
- ③ その他の条件
 - ア 洗濯機、乾燥機とも洗濯物4～5kgの容量を1工程で処理できること。
 - イ 定期的に清掃を行い、不衛生にならないこと。
 - ウ 故障時等に迅速に対応できるよう、対策を講じること。
 - エ 営業開始に際しては、損害賠償保険に加入すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づい

て許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

3 テレビ付き床頭台営業

(1) 営業内容等

別添「岩手県立久慈病院テレビ付き床頭台設置仕様書」によること。

(2) 備品等の設置

備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(3) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(4) 営業許可期間

営業期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(5) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

岩手県立久慈病院テレビ付き床頭台設置仕様書

設置するテレビ付き床頭台は、以下の仕様によるものとする。

1 プリペイドカード

1枚あたり1,000円とすること。

2 床頭台

- (1) 概ねW500mm×D530mm×H1,250mm程度のサイズとし、療養環境の向上につながる機能及び形状を有すること。
- (2) 患者がテレビを見る場合に、見やすいように向きや角度を調整することができ、未使用時は跳ね上げ等ができること。
- (3) 本体は木製で、病室の木目と同質・同色にすること。
- (4) 貴重品を保管するため鍵付金庫を備え付け、鍵の管理が簡単で職員に負担がかからないこと。
- (5) 患者等が鍵を紛失又は破損した場合は、事業者が対応し交換すること。
- (6) プリペイドカードの使用状況が確認できるタイマー等を設置すること。

3 テレビ

- (1) 冷蔵庫共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 視聴時間は1,000円あたり1,800分を下限とすること。
- (3) 床頭台に収納可能なサイズで、地上デジタル放送対応とすること。
- (4) 視聴時に隣接患者の迷惑にならないよう、装備等により対策を講じること。
- (5) 視聴可能チャンネルは、地上波、BS、ラジオ放送及び院内放送とすること。

4 冷蔵庫

- (1) テレビ共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 容量は概ね10リットル程度を有し、床頭台に収納されていること。
- (3) 使用時は18db以下の静音設計であること。

5 プリペイドカード販売機及び精算機

- (1) 販売機は各病棟のデイルーム等に各1台、合計6台設置すること。
- (2) 精算機は1階待合ホールに1台設置すること。
- (3) 10円単位で精算できること。
- (4) 盗難防止装置及び転倒防止装置が付いていること。

6 保守関係

- (1) テレビ付き床頭台、プリペイドカード販売機及び精算機の設置及び維持修繕は事業者が責任を持って行い、これらに要する経費は事業者が負担する。
- (2) カード補充及び精算機補充を随時実施し、カード利用実績計算書を毎月病院長に提出すること。
- (3) 故障時等に迅速に対応できるよう体制を整備すること。

7 NHKとの受信契約

事業者においてNHKと受信契約を締結し、受信料は事業者が負担することを不動産使用許可を行う場合の条件とし、不動産使用許可指令書に記載することとする。